

[別紙1]

鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで。4月1日から行う場合は4月10日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 → 着手届不要

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届不要

※事業の完了とは： 奨励対象者に対する額の確定が全て完了した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

6. 補助金の額の確定通知到着

○実績報告書の審査(必要に応じて現地調査)を行い、適正であると認めるときは、補助金の額を通知します。

◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先

交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7639 ファクシミリ：0857-26-8196

電子メール：jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp